

パネルディスカッション

異文化と自文化の間にある戦前の「日本の歌」を考える

企画趣旨（石原慎司）

唱歌は今まで長らく学習指導要領で指定され続けているにもかかわらず、それを自文化、伝統文化であると教科書に明示されてはいません。このような中、最近ようやく唱歌が日本の文化的所産として自文化、伝統文化といえる段階に達しているとの証明に至りましたが（石原 2019）、他の戦前の歌については未だ立ち位置が不確かなままかもしれません。そこで、今後この種のことに関する検討を可能としていくため、戦前に歌われた唱歌や童謡、校歌、流行歌、戦時歌謡曲など、日本で作られた様々な歌の中に見られる日本の主体性や独創性、独自性、歴史的構築の側面などの複数の切り口による関連情報をパネリストから得ながら、フロアも交えて当時の「日本の歌」について考えてみたいと思います。

*石原慎司 2019「唱歌の文化的位置付けに関する一考察－自文化、伝統文化、古典に向けて－」『音楽表現学』17, 日本音楽表現学会, pp13-32. ※J-STAGEにて公開中

1. 指揮法受容からみる唱歌に対する日本人の姿勢について

石原慎司(秋田大学)

日本の洋楽受容が始まった明治時代当初においては、西洋の指揮法は未だ今日に向けて発達途上にあり、明治時代以降の日本においても指揮法の発達に関与する機会があった。そこで、戦前の指揮図形を和洋で比較した結果明らかになった点としては、国家政策として強力に唱歌教育を推進、普及させたこともあり、日本の指揮法研究とその普及は主に唱歌教育界を中心にみられた。そして、殊に拍節法の説明で必要となる指揮図形については、国際的最先端に位置する初出の指揮図形が日本の楽典教科書や唱歌教授法書等をはじめとする発行物の中で多数見つかった。中には今日まで世界に普及して用いられている型の他、唱歌の音楽表現を意識して考案された可能性のある日本独自の型もあった。

2. 尋常小学唱歌や童謡など、1910年代以降の子供の歌を再考する

奥中康人(静岡文化芸術大学)

日本の西洋音楽受容史、音楽教育史を振り返ると、音楽取調掛による『小学唱歌集』刊行は、明治期の特筆すべき重要な事業として燦然と輝いている。しかし実際のところ、個々の楽曲については、いわゆる翻訳唱歌であること（歌いにくい）、歌詞内容が上から目線で説教っぽいところ（例えば〈五常の歌〉〈五倫の歌〉）から、後世の評判は決して芳しくない。それを一掃するのが1910年代の新しいムーブメント、つまり尋常小学唱歌や童謡運動である、というような説明が一般的には流布している。定説に従順な私もこの説明を素直に信じていたのだが、最近になって本当にそうなのか、と疑問を持ち始めてきた。

背景として、子供の頃に『小学唱歌集』で学んだ世代が、約 30 年の年月を経て、日本語歌詞にふさわしい西洋風の音楽を作曲できるようになったことと、「子供の目線」の歌詞を提供しようとする文学上の運動がうまく重なったことは、間違いない。ただし、子供たちは教室という閉じた空間で歌っている(歌わされている)のであって、このあたりがモヤモヤするところである。〈五常の歌〉〈五倫の歌〉の露骨さはないが、「子供の目線」を謳いつつ「大人の意図」を歌い、そうとは気づかせずに管理するという、より巧緻な手法を獲得したというほうが相応しいのかもしれない。

3. 「文化」の時代の童謡

周東美材(学習院大学)

童謡は、1918 年の雑誌『赤い鳥』の創刊を契機に流行していった。当初の童謡は韻律のある詩として創作されており、楽譜に基づく特定のメロディーをもっていなかった。それは、『赤い鳥』における童謡の主導者である北原白秋が、西洋音楽を忌避し、自然な「日本的な」歌を作り出さなければならぬと考えていたからである。しかし、ほどなくして童謡は、作曲を受け入れ、専門的な歌手によって歌われるようになり、レコードや遊園地などを通じて消費社会の中心へと躍り出ていった。

1918 年といえば、Kultur の意味としての「文化」概念が、日本において本格的に紹介され、若い世代を中心に流行語になる時期でもあった。その潮流のなかで童謡もまた、「文化」として新たに位置づけ直されていった。現代では、童謡は文化庁と日本 PTA 全国協議会が編纂した「日本の歌百選」に選定されるなど、「日本の音楽文化」として理解されているが、戦前期においてはその様相が大きく異なっていたのである。では、童謡はいかなる意味で「文化」であったのか。本報告では、メディア研究の視点から『赤い鳥』における歌と歌う身体の変容について概観し、その変容と「文化」との関係性を考察する。

4. 校歌 その成立と受容をめぐって

須田珠生(小樽商科大学)

今日の日本では、大多数の学校が固有の校歌を有している。すなわち、校歌は日本人や日本の学校に就学した人にとって、非常に身近で、馴染みのある歌であるといえよう。しかし、校歌の歴史を遡ってみると、1872 (明治 5)年に日本で最初の近代学校制度の基本規定である学制が公布されて以降、今日に至るまで、学校に校歌の制定を義務づける法令、あるいは奨励する法令は、一切公布されていない。つまり、校歌の制定は制度的に求められているわけではないのである。さらにまた、日本以外の国や地域に目を向けてみても、とりわけ欧米諸国において、学校当局が公的に学校固有の校歌を制定するケースは、ほとんど存在を確認しえない(渡辺裕『歌う国民—唱歌、校歌、うたごえ』2010 年、p.141)。

本発表では、存在が義務づけられていないにもかかわらず、明治期以降、慣行的に学校に存在してきた校歌に焦点をあてる。日本の学校における校歌の成立と受容の歴史を概観することで、教育の営みのなかで、校歌がいかにして日本独自の学校文化としての発展を遂げたのかを考えてみたい。